

旭市水道事業配水管布設費用補助金交付規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市公営企業管理規程第 2 号

旭市水道事業配水管布設費用補助金交付規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、旭市水道事業（以下「市」という。）の給水区域内において、給水申請者（以下「申請者」という。）が新たな配水管の布設により水道水の供給を受ける場合に、予算の範囲内において、申請者に対し補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において「配水管」とは、その接する道路等に市の上水道管を有しない土地（事業者が宅地開発を行う土地を除く。）に存する専用住宅等（営利目的の賃貸住宅、建売住宅等を除く。）に給水するために布設する原則として口径 50 ミリメートル以上の上水道管をいう。

（補助金の額等）

第 3 条 申請者が布設する配水管についての補助金の額は、市の設計及び積算による配水管材料費に諸経費等に相当する割合の 2.0 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付は、一の年度において、一の申請者につき 1 回限りとする。

（事前協議）

第 4 条 申請者は、配水管布設の工事内容等について、市に事前に協議

しなければならない。

（交付申請）

第5条 申請者は、前条の規定による事前協議が成立したときは、旭市配水管布設費用補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、同一の配水管を複数の申請者が使用するときは、当該申請者のうちから代表者を選出して、当該代表者を申請人として申請書を提出するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査して補助金交付の可否を決定し、旭市水道事業配水管布設費用補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（協定の締結）

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、配水管布設工事に関し必要な事項について、協定書（第3号様式）により市と協定を締結しなければならない。

（変更承認等）

第8条 第6条の規定により補助金交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止するときは、旭市水道事業配水管布設費用補助金変更（中止）承認申請書（第4号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、旭市水道事業配水管布設費用補助金変更（中止）承認（却下）通知書（第5号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、配水管布設工事が完了し、第7条の協定による施設の譲渡が完了したときは、旭市水道事業配水管布設費用補助金実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該配水管

布設工事が完了したことを確認するとともに、その内容を審査して補助金の額を確定し、旭市水道事業配水管布設費用補助金確定通知書（第7号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、旭市水道事業配水管布設費用補助金交付請求書（第8号様式）により補助金の交付を市長に請求することができる。

（補助金交付等に係る事務の委任）

第12条 事前協議、交付申請、協定の締結、変更（中止）承認申請、実績報告、交付請求等に関する市との事務については、申請者が委任した旭市指定給水装置工事事業者にこれらの事務手続を行わせることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) この規程の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が補助することが不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（維持管理）

第14条 この規程に基づき布設した配水管は、市の財産として市長が管理するものとし、工事完了後に市長が認める分岐、給水等に関して申請者は異議を申し立てることができないものとする。

（その他）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年5月1日から施行する。

（旭市水道事業配水管布設費用の負担に関する規程の廃止）

- 2 旭市水道事業配水管布設費用の負担に関する規程（令和３年旭市公営企業管理規程第２５号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規程の施行の日の前日までに、廃止前の旭市水道事業配水管布設費用の負担に関する規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお効力を有する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

旭市長

旭市水道事業配水管布設費用補助金交付申請書

旭市水道事業配水管布設費用補助金の交付を受けたいので、及び旭市水道事業配水管布設費用補助金交付規程第 5 条の規定により申請します。

記

申請者（代表申請者） フリガナ 氏 名	
住 所	
給 水 場 所	
電 話 番 号	— —
配水管布設工事 実施期間	着手予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
施 工 業 者 名	
布設予定延長	管種 口径 m m m
備 考	

添付書類

- 1 案内図・配管平面図・配管詳細図・断面図・材料調書・事前協議回答書写し
 - 2 専用住宅を建築することが確認できる書類（建築確認書類・契約書等）
 - 3 申請者名簿兼委任状（別紙）
 - 4 申請者に市税の滞納がないことを証する書類
- （注）現在居住している住宅に給水する場合、2 の書類は不要です。
また、世帯 1 戸のみで申請の場合、3 の書類は不要です。

別紙

申請者名簿兼委任状

本交付申請に関する一切を代表者に委任します。

住 所	氏 名	備 考
		代 表 者
	印	
	印	
	印	
	印	
	印	
	印	
	印	
	印	
	印	

※同一の配水管を複数の申請者が使用する場合に限り、本名簿を添付すること。

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

旭市長



旭市水道事業配水管布設費用補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった旭市水道事業配水管布設費用補助金について、旭市水道事業配水管布設費用補助金交付規程第 6 条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付の条件等

- (1) 交付申請書の内容を変更し、又は中止する場合は、速やかに市長に報告すること。
- (2) 配水管布設工事完了後は速やかに旭市水道事業配水管布設費用補助金実績報告書（第 6 号様式）に必要な書類を添えて市長に提出すること。
- (3) 旭市水道事業配水管布設費用補助金交付規程を遵守すること。

3 却下の理由

第3号様式（第7条関係）

協 定 書

旭市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、配水管の布設について、旭市水道事業配水管布設費用補助金交付規程第7条の規定により、次のとおり協定を締結する。

（工事の施行及び費用負担）

第1条 乙は、甲の定める設置基準に適合するよう配水管を布設するものとし、乙の費用負担により工事を施行するものとする。

（給水地及び給水戸数）

第2条 甲が配水管を利用して給水する給水地及び給水戸数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 給水地 旭市
- (2) 給水戸数 戸

（補助金の算定）

第3条 乙が布設する配水管について甲が交付する補助金の額は、甲の設計及び積算による配水管材料費に諸経費等に相当する割合の2.0を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（給水申込納付金）

第4条 乙は、事前協議協定書に基づき甲が指定する期日までに給水申込納付金を納付しなければならない。

2 旭市水道事業給水条例第31条第5項の規定により、納入後の給水申込納付金は返納しないものとする。

（工事の発注）

第5条 乙は、この協定が締結された後に、甲と協議の上配水管布設工事を発注し、完了後には甲の完了検査を受けるものとする。なお、完了検査は当該年度内に受けるものとする。

（施設の譲渡）

第6条 乙は、事前協議協定書に基づき本工事で布設した配水管等の施設を、関係書類を添えて甲へ無償譲渡するものとする。

(補助金の確定)

第7条 配水管布設工事が完了し、布設した配水管等の施設を譲渡したときは、甲は補助金の額を確定して乙に通知するものとする。

(維持管理)

第8条 この協定に基づき布設した配水管等の施設は、事前協議協定書に基づき甲に帰属するものとし、その維持管理は甲が行う。

2 この協定及び事前協議協定書に基づき布設した配水管から他の者が新たな給水管を設置し、又は配水管を分岐、延長等する事態が生じても、乙は一切の異議を申し立てることができない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自1通を保管する。

年 月 日

甲 旭市ニの2132番地

旭 市

旭市長

印

乙

印

第 4 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

旭市長

旭市水道事業配水管布設費用補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた旭市水道事業配水管布設費用補助金について、配水管布設工事を下記のとおり変更（中止）したいので、旭市水道事業配水管布設工事補助金交付規程第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

申請者（代表申請者） 氏 名	
住 所	
給 水 場 所	
電 話 番 号	
配水管布設工事 変更の内容	
変 更 前	
変 更 後	
変更（中止）の理由	

添付書類

- 1 配管平面図・配管詳細図・断面図・材料調書

第 5 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

旭市長



旭市水道事業配水管布設費用補助金変更（中止）承認（却下）通知書

年 月 日付けで変更（中止）申請のあった旭市水道事業配水管布設費用補助金について、下記のとおり承認（却下）したので、旭市水道事業配水管布設工事補助金交付規程第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 承認内容

2 変更後補助金交付決定額 金 円

3 補助金交付の条件等

4 却下理由

第 6 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

旭市長

旭市水道事業配水管布設費用補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった配水管布設工事について、旭市水道事業配水管布設工事補助金交付規程第 9 条の規定により実績を報告します。

記

申請者（代表申請者） 氏 名		
住 所		
給 水 場 所		
電 話 番 号		
配水管布設業者		
配水管布設工事実施期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
布 設 延 長	管種 口径 m m m	
そ の 他		

- 添付書類
- 1 完成書類（配管平面図・配管詳細図・断面図・オフセット図・工事写真・材料調書）
 - 2 無償譲渡申出書写し
 - 3 配水管布設工事請求書または領収書写し

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

旭市長



旭市水道事業配水管布設費用補助金確定通知書

年 月 日付けで交付決定した旭市水道事業配水管布設
費用補助金について、下記のとおり交付金額を確定したので、旭市水道
事業配水管布設費用補助金交付規程第 1 0 条の規定により通知します。

記

補助金の確定額 金 円

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

旭市長

旭市水道事業配水管布設工事補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号旭市水道事業配水管布設工事補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、旭市水道事業配水管布設工事補助金交付規程第 1 1 条の規定により請求します。

記

請求者（代表請求者） 氏 名				印
住 所				
給 水 場 所				
電 話 番 号	— —			
補助金交付請求額	金		円	
振 込 先	金融機関名			
	本・支店名			
	種別・口座番号	1 普通 2 当座		
	フリガナ 口座名義人名			